



様式第16号(第12条関係)

平成26年4月25日

三豊市長 様

申請者 団体の所在地 三豊市財田町財田上2171番地1
団体の名称 まちづくり推進隊財田
代表者氏名 理事長 秋山 秀和
電話番号 0875-67-3790



地域内分権推進交付金実績報告書

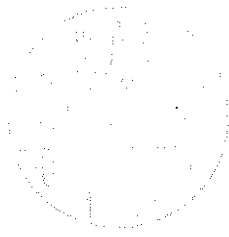
平成25年9月4日付け三政地第 296号により交付金の変更交付決定等を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 実績報告額 7,614,214 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 決算監査報告書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録
- (5) 収支決算書
- (6) 全役員名簿
- (7) 事業年度末の定款又は規約
- (8) その他市長が必要と認める書類



平成25年度の事業報告書

(平成25年4月1日 ~ 平成26年3月31日)

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊財田

1 事業の成果

- 1、自治会連合会財田支部の事務、地区衛生組織連合会財田支部の事務、防犯灯管理交通安全、野犬捕獲箱の取次ぎなどの移譲業務を行った。
- 2、財田町民、既存団体、新規団体との共催も含め、自主事業を実施した。

2 組織体制

総会員数 47人 (うち役員13人、役員以外34人)

3 個別事業報告書-1

1

事業名	農業を考える会			
事業内容	財田の農業を元気にするために立ち上がった自主組織への広報支援、事務支援を行った			
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末			
実施場所	財田町公民館、会議室、事務局			
受益者	財田町民	従事人数	各回30人程度	
決算額	収入額	122,262 円	支出額	122,262 円
	内訳 受取補助金 (交付金) 122,262 円		内訳 業務委託費 諸謝金 会議費	24,000 円 72,500 円 25,762 円

2

事業名	広報活動			
事業内容	各種団体の活動状況を広報することで、活動の意義を高め、参加を呼び掛けた。平成25年6月からさいた活動カレンダーを発行し、広報配布と同時に各戸配布した。			
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末			
実施場所	財田支所、まちづくり事務局			
受益者	財田町民	従事人数	事務局 2人	
決算額	収入額	80,420 円	支出額	80,420 円
	内訳 受取補助金 (交付金) 80,420 円		内訳 消耗品費	80,420 円 円

3

事業名	講演会の開催			
事業内容	文化祭と共催事業として、劇団と子どもたちが一緒になって、文化祭への集客向上の目的を果たした。			
実施日時	平成25年10月26日(土)			
実施場所	財田町公民館 大ホール			
受益者	財田町民	従事人数	10人	
決算額	収入額	300,000 円	支出額	300,000 円
	内訳 受取補助金 (交付金) 300,000 円		内訳 業務委託費	300,000 円 円

3 個別事業報告書-2

4

事業名	財田の案内板作り			
事業内容	地域の人々と中学生たちと世代を超えて町内の史跡などを調べ、後世に残すべく8基の看板を設置した。			
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末			
実施場所	財田町全域、和光中学校			
受益者	財田町民	従事人数	100人	
決算額	収入額	512,400円	支出額	512,400円
	内訳	受取補助金 (交付金) 512,400円	内訳	構築物(看板64050×8) 512,400円

5

事業名	芸術士派遣事業			
事業内容	夢のある子どもたちに小さいうちから新しい感性や想像力を育むために芸術士を招聘する			
実施日時	平成25年9月～平成26年3月末			
実施場所	財田町幼児教育センター			
受益者	財田町民	従事人数	20人	
決算額	収入額	515,700円	支出額	515,700円
	内訳	受取補助金 (交付金) 515,700円	内訳	業務委託費 16,300円×27回 440,100円 材料費 75,600円

6

事業名	自然観察同好会			
事業内容	財田の貴重な自然資産を未来に引き継ぐための維持管理活動を行った。			
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末			
実施場所	財田町内全域			
受益者	財田町民	従事人数	40人	
決算額	収入額	35,411円	支出額	35,411円
	内訳	受取補助金 (交付金) 35,411円	内訳	諸謝金 10,000円 消耗品費 22,173円 食糧費 2,342円 保険料 896円

7

事業名	塔重山遊歩道の整備			
事業内容	塔重山遊歩道のごみ拾いと草刈りを行った。			
実施日時	平成25年11月23日(土)			
実施場所	塔重山遊歩道			
受益者	財田町民	従事人数	8人	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳	受取補助金 (交付金) 0円	内訳	

3 個別事業報告書-3

8

事業名	財田「さくらの郷」計画		
事業内容	塔重山及び戸川ダム公園の整備をし、桜を植樹した。		
実施日時	平成25年12月～平成26年2月		
実施場所	塔重山及び戸川ダム公園		
受益者	財田町民	従事人数	80人
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取補助金 (交付金)	0円	内訳

9

事業名	交通安全		
事業内容	交通安全の意識高揚のためのキャンペーンとグリーンパトロール車の管理と受付。		
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末、キャンペーンは7回		
実施場所	財田町全域、まちづくり事務局		
受益者	財田町民	従事人数	160人
決算額	収入額	8,208円	支出額 8,208円
	内訳 受取補助金 (交付金)	8,208円	内訳 食糧費 @90×64=5760円 (お茶) @68×36=2448円

10

事業名	交通安全キャンペーン(野田原すみれ子ども会)		
事業内容	野田原すみれ子ども会、警察、交通指導員とともに、国道32号線で交通安全啓発活動をした。		
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末、		
実施場所	国道32号線(野田原自治会付近)		
受益者	財田町民	従事人数	
決算額	収入額	0円	支出額 0円
	内訳 受取補助金 (交付金)	0円	内訳

11

事業名	自治会連合会財田支部		
事業内容	自治会連合会財田支部に関する一切の事務を行った。(総会、役員会、研修会など)自治会連合会財田支部(別会計)として事業を実施。		
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末		
実施場所	財田支所、まちづくり事務局、公民館会議室		
受益者	財田町民	従事人数	2人
決算額	収入額	170,000円	支出額 170,000円
	内訳 受取補助金 (交付金)	170,000円	内訳 支払助成金 170,000円 (5千円×自治会数34)

3 個別事業報告書-4

12

事業名	防犯灯管理			
事業内容	町内の防犯灯の維持管理を行い、不具合を修繕手配した。			
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末			
実施場所	財田町全域			
受益者	財田町民	従事人数	2人	
決算額	収入額	300,153円	支出額	300,153円
	内訳	受取補助金 (交付金) 300,153円	内訳	修繕費 300,153円

13

事業名	地区衛生組織連合会財田支部			
事業内容	地区衛生組織連合会財田支部の事務全般とハイクリーンの一切の事務を行った。 地区衛生組織連合会財田支部(別会計)として事業を実施。			
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末			
実施場所	財田支所、まちづくり事務局、公民館会議室			
受益者	財田町民	従事人数	2人	
決算額	収入額	(1,170,317円)円	支出額	(1,086,258円)円
	内訳	別途、地区衛生交付金 (1,170,317円)円	内訳	

14

事業名	広報配布事務			
事業内容	広報配布の仕分け、事務連絡、確認を行った。			
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末			
実施場所	財田支所、まちづくり事務局			
受益者	財田町民	従事人数	2人	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳	受取補助金 (交付金) 0円	内訳	

15

事業名	捕獲箱管理			
事業内容	野犬捕獲箱の設置、引取りの事務連絡			
実施日時	平成25年4月～平成26年3月末			
実施場所	財田支所、まちづくり事務局			
受益者	財田町民	従事人数	2人	
決算額	収入額	0円	支出額	0円
	内訳	受取補助金 (交付金) 0円	内訳	

4 総会、理事会等の開催状況 1

会 議 名	第1回理事会		
開 催 日 時	平成25年4月9日(火) 19時30分 ~ 20時45分	出席状況	14人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成24年度事業報告・決算報告・監査報告、及び平成25年度事業計画(案)・予算(案)・総会について審議し、原案通り議決された。		

会 議 名	平成25年度通常総会		
開 催 日 時	平成25年4月22日(月) 19時30分 ~ 20時35分	出席状況	26人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成24年度事業報告・決算報告・監査報告、及び平成25年度事業計画(案)・収支予算(案)・について審議し、原案通り議決された。		

会 議 名	第2回理事会		
開 催 日 時	平成25年5月28日(火) 19時30分 ~ 21時20分	出席状況	9人
審 議 及 び 議 決 内 容	NPO法人化の講習の後、任意団体からNPO法人に変更するのかを審議し、任意団体をNPO法人にすることと6月5日に設立総会をすることを議決する。		

会 議 名	第3回理事会		
開 催 日 時	平成25年6月5日(水) 20時20分 ~ 21時50分	出席状況	12人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成25年度事業についての進め方と片山氏の賛助会員入会希望について審議し、片山氏を賛助会員として認める議決がされた。		

会 議 名	第4回理事会		
開 催 日 時	平成25年6月20日(木) 19時25分 ~ 21時25分	出席状況	14人
審 議 及 び 議 決 内 容	追加自主事業についてと座談会の開催について審議し、平成25年7月25日(木) 19:30~座談会を開くことを議決する。		

会 議 名	座談会		
開 催 日 時	平成25年7月25日(木) 19時30分 ~ 21時10分	出席状況	29人
内 容	現在進行中の自主事業について説明し、問題について話し合う。 NPO法人化の進捗状況を説明、会員との連絡方法について模索		

会 議 名	第5回理事会		
開 催 日 時	平成25年8月8日(木) 19時30分 ~ 21時30分	出席状況	13人
審 議 及 び 議 決 内 容	3事案の活動提案について審議し、それぞれ多少の条件付きで、3事案共に活動の承認が議決された。		

4 総会、理事会等の開催状況 2

会 議 名	第 6 回理事会		
開 催 日 時	平成25年9月26日 (木) 19時00分 ~ 20時30分	出席状況	14人
審 議 及 び 議 決 内 容	活動提案「財田川の景観保全活動」・のぼりの図案について審議し、2次案とも進めていくことを議決する。		

会 議 名	第 7 回理事会		
開 催 日 時	平成26年11月20日 (木) 18時00分 ~ 18時50分	出席状況	15人
審 議 及 び 議 決 内 容	財田「さくらの郷」計画においての植樹方法・臨時総会の内容・農業を考える会の講師費用について審議し、議決された。		

会 議 名	臨時総会		
開 催 日 時	平成25年11月20日 (水) 19時00分 ~ 19時47分	出席状況	23人+14通
審 議 及 び 議 決 内 容	任意団体から特定非営利活動法人への移行について、及び任意団体の活動の休止、解散、残余財産の取扱いについて審議し、異議なく承認された。		

会 議 名	第 8 回理事会		
開 催 日 時	平成26年1月27日 (月) 19時00分 ~ 20時45分	出席状況	13人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成26年度の事業計画の検討依頼と財田「さくらの郷」計画の桜の植樹の方法などの審議をし、実行計画を決定する。		

会 議 名	第 9 回理事会		
開 催 日 時	平成26年2月28日 (水) 19時00分 ~ 21時30分	出席状況	13人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成26年度の事業計画案の5事案について審議し、第1事案のちぎり絵クラブ・芸術士派遣については【不採択】、他の3事案を【採択】することを議決した。		

会 議 名	第 10 回理事会		
開 催 日 時	平成26年3月25日 (火) 20時20分 ~ 21時50分	出席状況	21人
審 議 及 び 議 決 内 容	平成26年度事業計画の審議、第1事案の芸術士派遣は再審議の結果、条件付きで採択された、あとは、農業を考える会の軽トラ市の出店料は不採択となり、残りの4事案は採択することを議決した。		

監査報告書


団体又は法人の名称 まちづくり推進隊財田
代表者氏名 理事長 秋山 秀和 様

平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の事業報告書、
財産目録、貸借対照表、収支決算書及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、
当該帳簿には適正に記載されていると認める。

平成26年4月4日

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊財田

監事 前田 昭文 

監事 菅原 嶺三 

この写しは、決算監査報告書の原本と相違ありません。

平成26年4月25日

団体又は法人の所在地

〒769-0401 三豊市財田町財田上2171-1

団体又は法人の名称 まちづくり推進隊財田

代表者の氏名

理事長 秋山 秀和



決算報告書

第 2 期

自 平成25年 4月 1日

至 平成26年 3月31日

まちづくり推進隊財田



香川県三豊市財田町財田上 2 1 7 1 番地 1

財 産 目 録

まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位:円)
平成26年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

普通 預金

2,293,819

現金・預金 計

2,293,819

流動資産合計

2,293,819

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

499,590

機械及び装置

385,487

什器 備品

113,217

有形固定資産 計

998,294

固定資産合計

998,294

資産の部 合計

3,292,113

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

2,287,786

預り金(源泉所得税)

5,740

流動負債 計

2,293,526

負債の部 合計

2,293,526

正味財産

998,587

貸借対照表

まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位:円)
平成26年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	2,287,786
普通預金	2,293,819	預り金(源泉所得税)	5,740
現金・預金計	2,293,819	流動負債計	2,293,526
流動資産合計	2,293,819	負債の部合計	2,293,526
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構築物	499,590	前期繰越正味財産額	640,752
機械及び装置	385,487	当期正味財産増減額	357,835
什器備品	113,217	正味財産計	998,587
有形固定資産計	998,294	正味財産の部合計	998,587
固定資産合計	998,294		
資産の部合計	3,292,113	負債・正味財産の部合計	3,292,113

損益計算書

まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位: 円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

【経常収益】

【受取助成金等】

受取補助金 7,614,214

【その他収益】

受取利息 283

経常収益計 7,614,497

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

人件費計 0

(その他経費)

業務委託費 839,700

諸謝金 82,500

会議費(事業) 25,762

消耗品費(事業) 102,593

食糧費(事業) 10,550

修繕費(事業) 300,153

保険料(事業) 896

支払助成金 170,000

その他経費計 1,532,154

事業費計 1,532,154

【管理費】

(人件費)

給料手当 4,106,817

役員議事報償費 227,000

法定福利費 578,078

人件費計 4,911,895

(その他経費)

印刷製本費 47,306

会議費 14,052

車両燃料費 22,453

通信運搬費 160,848

消耗品費 191,025

食糧費 8,000

減価償却費 154,848

保険料 95,890

リース料 85,680

租税公課 3,300

業務委託料 29,211

その他経費計 812,613

管理費計 5,724,508

経常費用計 7,256,662

当期経常増減額 357,835

【経常外収益】

経常外収益計 0

【経常外費用】

損益計算書

まちづくり推進隊財田
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日

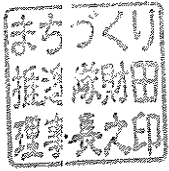
経常外費用 計	0
税引前当期正味財産増減額	357,835
経理区分振替額	0
当期正味財産増減額	357,835
前期繰越正味財産額	640,752
次期繰越正味財産額	998,587

全役員名簿

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

団体又は法人の名称 **まちづくり推進隊財田**

役名	氏名	〒	住所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	秋山 秀和	769-0402	三豊市財田町財田中3547-5	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
副理事長	鈴木 朝則	769-0401	三豊市財田町財田上1943	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
副理事長	近藤 美代子	769-0402	三豊市財田町財田中1622-2	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	伊藤 勝	769-0401	三豊市財田町財田上5236-1	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	久保 義博	769-0401	三豊市財田町財田上7315-6	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	白川 洋二	769-0401	三豊市財田町財田上6738-1	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	秋山 勇	769-0401	三豊市財田町財田上165-3	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	中原 優季	769-0401	三豊市財田町財田上245	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	谷 邦男	769-0401	三豊市財田町財田上1740-1	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	小野 詔子	769-0402	三豊市財田町財田中302-1	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
理事	川崎 保彦	769-0402	三豊市財田町財田中4124	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
監事	菅原 順三	769-0401	三豊市財田町財田上3882	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無
監事	前田 昭文	769-0402	三豊市財田町財田中531	平成25年4月1日～平成26年3月31日	無



まちづくり推進隊財田 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、まちづくり推進隊財田と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を香川県三豊市財田町財田上 2171 番地 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい財田町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれる良好なコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) 自治会活動との連携に関する事業
- (6) 公民館活動との連携に関する事業
- (7) 関係諸団体との連携に関する事業
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(要件)

第5条 この団体の会員は、次の2種とする。

- (1) 一般会員 香川県三豊市財田町に居住し、第3条の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 第3条に規定する目的に賛同して入会した、香川県三豊市財田町外に在住する個人、又は団体若しくは法人

2 一般会員は、総会に出席し、第21条各号に掲げる事項について議決する権利を有する。

(入会)

第6条 この団体の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第7条 入会金及び年会費は無料とする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条に規定する退会届の提出をしたとき。

(2) 第10条の規定により除名されたとき。

(3) 本人が死亡したとき。

(4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

2 第5条第1項第1号に規定する一般会員が香川県三豊市財田町に居住しなくなったときは、一般会員としての資格を喪失する。ただし、引き続き同条第1項第2号に規定する賛助会員としての資格は有するものとする。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この規約等に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第11条 この団体に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 理事3人以上13人以内

(2) 監事2人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第12条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。

4 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第13条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しく

は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 前3項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 理事長、副理事長及び監事は、報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この団体に、事務局長及びその他の職員を置く。

2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この団体と雇用契約を締結する。

3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。

4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 この団体の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

(1) 規約の変更

(2) 団体の解散

(3) 第40条第2項に規定する事業年度当初における事業計画及び収支予算の承認

(4) 第44条第1項に規定する事業報告及び収支決算の承認

(5) 理事の選任又は解任

- (6) 監事の選任又は解任
- (7) 理事及び監事の職務及び報酬
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項
(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、4月30日までに開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

2 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した一般会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わるこ

とができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 30 条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) その他運営に関する必要な事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

4 前項の規定にかかわらず理事全員の同意があるときは、理事長は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が行う。

(議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があったときは、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。

4 前2項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この団体の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この団体の会計は、次の各号に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 42 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 43 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 この団体の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 45 条 この団体の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 46 条 この団体が規約を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の過半数による議決を経なければならない。

(解散)

第 47 条 この団体は、総会の決議により解散する。

2 前項の規定により、この団体が解散するときは、一般会員総数の過半数による議決を経なければならない。

第9章 活動の区域

(活動の区域)

第48条 この団体の活動区域は、香川県三豊市財田町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第10章 雑則

(雑則)

第49条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、この団体の成立の日から施行する。
- 2 この団体の設立当初の役員は、第12条の規定に関わらず、設立総会において選任する。
- 3 この団体の設立当初の役員の任期は、第14条の規定に関わらず、平成27年度通常総会開催日までとする。
- 4 この団体の設立当初の役員の報酬等は、第17条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この団体の設立初年度の通常総会は、第22条の規定に関わらず、設立総会を通常総会とみなす。
- 6 この団体の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第40条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 7 この団体の設立当初の事業年度は、第45条の規定に関わらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。